

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則二二―一四三

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―一六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中「県民共生局長」を「県民共生局長
こども政策局長」

「政策幹

に改め、「少子化対策局長」を削り、「政策幹」を 企画幹 に、「共生

北部拠点政策幹」

推進幹」を

「共生推進幹

スポーツ施設整備推進幹」

に、「地域エネルギー企画幹」を

「地域エ
ねんり

ネルギー企画幹 に改め、「医療政策幹」及び「ワクチン対策幹」を削り、同表知
んピック推進幹」

事及び会計管理者地域機関その他の地域機関の項職の欄中「副園長（労働関係に関
する事務を所掌するものに限る。）」を「副園長」に、「副校長（労働関係に関す

「副校長（労働関係に関する事務を所掌する

る事務を所掌するものに限る。）」を 副学院長

副支所長

ものに限る。）

「総
企」に改め、同表教育委員会教育局本局の項職の欄中「総務幹」を

「管理主事
務幹」に、「管理主事」を

「管理主事 参事付の主査（秘書事務又は教育政策の企画に関する

事務を所掌するものに限る。）」に、「（労働関係に関する事務、秘書事務、法規

審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任」
を「主任」に改め、「教育政策課の主査」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。